

※以下、必ずご確認ください※

水産物等の日本産品の輸出に取り組む事業者を対象とした
Alibaba.com 特別支援プログラム 出展要綱

1. 出展者の資格

- (1) 日本国内に所在する法人であり、我が国の法律で規定される資格あるいは認可に基づき事業を行っていることを保証すること。
- (2) 日本産の水産物・水産加工品を取り扱っていること。商社や代理店など、製造者あるいは生産者以外の場合は、製造者あるいは生産者から本プログラムへの出展、商品および価格情報を掲載することの承諾を得ていることを保証すること。
- (3) 本プログラムの参加申込時点で、Alibaba.com に出展していないこと。
- (4) 本プログラムを通して掲載する製品について、我が国の法律で規定される資格あるいは認可に基づき、製造あるいは販売していることを保証すること。
- (5) 本プログラムを通して掲載する製品について、他社の知的財産権を侵害していないことを保証すること。掲載する製品に他社が知的財産権を保有する商品が含まれる場合には、同製品を掲載し、販売する権利を有していることを保証すること。
- (6) その他、募集要項で規定する出展要件を満たしていることを保証すること。
- (7) 1.(1)-(4)に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出展者の資格を有しないものとします。
- (8) [Alibaba.com 利用規約 \(Terms of Use\)](#) 等関連規則の遵守に同意すること。
※本出展でご利用いただけるサービスは、本案内で定める項目の他、Alibaba.com 利用規約 (Terms of Use) 等関連規則への同意が必要となります。
 - ① Alibaba.com への掲載は、アリババ株式会社が提供するデザインを使用するものとする。
 - ② 出展物の実演等映像物(ビデオ上映等)については、審査を受ける必要がある場合はその指示に従うものとする。
- (9) 認証会社による現地監査の円滑な運営を資するべく調整や対応を行うものとする。

2. 出展物

- (1) 次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (b) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - (c) Alibaba.com 指定の出展禁止物
 - (d) その他、ジェトロまたはアリババ株式会社が不適当と判断する物

- (2) 出展製品が、我が国外国為替および外国貿易法等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得するものとする。
- (3) 食品、飲料、農産物の製品を掲載する場合は、必要な証明書(営業許可証/HACCP/FDA 等)の提出と製品ページでの対応をおこなうものとする。

食品・飲料の範囲：タバコや薬用にのみ使用される製品を除く、人間の消費を目的とした未加工、半加工、または完全に加工された食用の製品が対象となります。食品添加物も対象です。

該当する際は必ず下記の製品掲載ルールを確認し、同意したうえで申し込むこととする。

<https://alibabab2b.my.site.com/CustomerPortal/s/article/M000001316>

3. 出展者の費用負担

Alibaba.com への出展およびプロモーション支援、その他「募集要項」で定めるサービス内容に係る経費を除く費用は、全て出展者負担となります。

4. 出展の取り決め

- (1) 出展申込みは指定の期日までに「募集要項」に定める方法で出展者が行うものとします。
- (2) 出展要件確認はジェットロ及びアリババ株式会社によって行います。出展者からの参加可否の結果についての個々の理由に関するお問い合わせには回答しないものとします。

5. 出展承諾、取り決めの無効及び解除

ジェットロは、出展者が「募集要項」および本「出展要綱」にて規定する各条件に違反したと判断した場合、出展の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。併せてジェットロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェットロが当該出展に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求します。また、出展者は出展の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェットロにこれを賠償請求できないものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 出展申込み以降、都合により申込みのキャンセルを希望する場合は、速やかにジェットロに連絡をすることとします。
- (2) ジェットロによる要件確認結果通知後はキャンセルができないものとします。

7. 事業の中止等

- (1) ジェットロは次号などの場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェットロの責任に帰することの出来ない事由により Alibaba.com の利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合

② 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしての事業実施が不適當もしくは不可能となった場合

③ 本事業実施に係る条件（ジェットロとアリババ株式会社との契約、事業期日・方法、定員を満たす申込等）に変更があった場合

(2) 前号の場合、ジェットロは事情に応じて追加経費の出展者負担、出展物の措置等についてすみやかに定め、出展者はそれに従うものとします

8. 定めのない事項の発生

(1) 「募集要項」および本「出展要綱」に定めのない事項が発生した場合、又はアリババ株式会社が新たな事項を定めた場合、ジェットロはその対応を決定することができるものとします。

(2) 前号の場合、ジェットロはすみやかに出展者に通知するものとし、出展者はジェットロの決定した対応に従うものとします。

9. 反社会勢力の排除

(1) 出展者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、

これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力

集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。

② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。

③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。

⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行おう予定があること。

⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。

ホ 前各号に準ずる行為。

⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出展者が前項 9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジエトロは事前の通知等なしに、出展の取り決めに解除できることとします。
- (3) 前項 9.(2)の定めに基づき、ジエトロが出品御取り決めに解除した場合、出展者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジエトロに請求できないこととします。
- (4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジエトロに損害が生じた場合、ジエトロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 免責

- (1) ジエトロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジエトロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジエトロは一切その責任を負いません。また本事業で使用する Alibaba.com はアリババ株式会社によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、ジエトロは一切その責任を負いません。
- (3) 本事業は、ジエトロとアリババ株式会社との契約が成立しなかった場合、ないし参加企業数が定員に達しない場合、中止になることがあります。
- (4) 7.「事業の中止等」及び 8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、ジエトロは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって Alibaba.com へ出展できなくなった場合も、ジエトロはその責任を負いません。
- (5) 「募集要項」および本「出展要綱」に定めのない事項に関しては、ジエトロがその対応を決定するものとします。
- (6) 本事業は、Alibaba.com に一定期間参加するものですが、事業全体の構成等に変更になる場合があります。
- (7) Alibaba.com における掲載方法および掲載時期はジエトロおよびアリババ株式会社が決定します。
- (8) 出展にあたり、アリババ株式会社が委託する指定の第三者機関による日本国内に登記され実在する企業であることの確認が行われます。当該確認はアリババ株式会社によるサイトへの出展審査のために行うものであり、ジエトロは当該確認に関与しません。
- (9) 商談進捗についての案件報告書をご提出いただけない場合には、支援を中止する場合があります。また、ジエトロの今後の事業における審査で、同報告書の提出状況が考慮される場合があります。

11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第 1 審の専属的合意 管轄裁判所とします。

12. その他

- (1) 出展者は Alibaba.com におけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡しないことを保証することとします。
- (2) 本事業実施にあたり、要件確認時等に必要となる出展者の企業・製品情報を、ジェットロからアリババ株式会社に共有します。Alibaba.com のアカウント作成（要件確認審査後）にあたっては、アリババ株式会社による存在確認審査のため、同社に登記簿謄本をご提出いただくことになります。
- (3) 「募集要項」および本「出展要綱」の内容は変更になる場合があるものとします。